

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月27日(火) 午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (10人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	9番	大仲香織
	10番	松長護
農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区	11番 河原功
	嵯峨地区	12番 大岩和久
	宮前東地区	13番 池田吉信
	宮前西地区	14番 中野實

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 瀧倉裕介

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成29年度3月総会を開会いたします。
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございました。

本日の出席委員は、全委員10名が出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長をお願いいたします。

議長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)

それでは、7番 大西克史委員、8番 森本允補委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の瀧倉裕介さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第1号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページから3ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案13件でございます。議案第7号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より平成30年3月19日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。新規4件再設定9件で、面積は、14,042㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]33番1、現況 田、812㎡で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり9,853円であり、1筆で8,000円になります。始期は平成30年4月1日から終期は平成31年3月31日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

6番 去年からここを借りて、1年ごとの賃借です。[REDACTED]さん東京から来られています。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

11番 1年ごとの賃借では難しい。もう少し長いプランで考えて欲しいです。

園瀬川から水を引き込み、ポンプ、電気等は一切使っておりません。

事務局 貸し主と借り主の合意によって持ってくるものなので、事務局から何年に
しなさい、というのは言いにくいです。

11番 3枚田んぼあって、真ん中だけです。上下荒れ地になっています。これも
指導してもらえたのでしょうか。菜の花作ってる方が水浸しになってしまっ
た。補償問題で頭を痛めています。3年プランだったら良い所ですが、1年
1年ということで、しかもアケボノという12月に入って刈り取りという事
になりますと、非常に問題が発生して参ります。本人ではなく他の人がやり
ます。

議長 11月までは水入れとくのですね。

6番 阿波市の方の品種でアケボノという。阿波市の方に進められて。
今年は9月で水切ります。

11番 本人の自覚の問題。

事務局 水の管理はきちんとするようにと。

6番 作るのだったら在所に合わせた作り方をしてもらわないと。

2番 いったん保留にしといて、貸し主、借り主、農業委員会、事務局、水利組
合とで話し合いをしてみてください。1年から3年に変更して良いならそ
れで。

議長 整理番号1については保留ということで。

続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の
設定等をする者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXさんで、利用
権の設定等を受ける者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXさんです。
土地の所在地については、XXXXXXXXXX12番1、現況 畑、105㎡ほか4筆
で、利用目的はすだちです。借賃については、10aあたり10,923円であり、
全筆で20,000円になります。始期は平成30年4月1日から終期は平成33
年3月31日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

9番 場所は、バイパスをXXXXXXXXXXへ上がって行く道にXXXXXXXXXXがあります。そこを
左に行き、そのまま突き当たりまで行きますと圃地となっています。今回再
設定ということで、もともとすだち植わっていました。これから3年よろし
くお願いします、という事です。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3と整理番号4につきましては、利用権の設定等をする者が同一

の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号3の権利の種類につきましては使用貸借権、賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、

■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、

■さんです。土地の所在地ですが、使用貸借権は

■21番、現況 田、915㎡のうち457.5㎡、賃借権は

■23番、現況 原野、115㎡、■33番2、現況 田、2

54㎡で、利用目的は野菜です。借賃については、■23番が

10aあたり8,696円であり、1筆で1,000円、■33番2が1

0aあたり7,874円であり、1筆で2,000円になります。始期は平成30年4

月1日から終期は平成50年3月31日の20年契約です。

整理番号4の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、

■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、

■さんです。土地の所在地については、

■21番、現況

田、915㎡のうち457.5㎡、利用目的は野菜です。始期は平成30年

4月1日から終期は平成50年3月31日の20年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

5 番 補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

場所は、■地区の■から上に登った所に5軒ありまして、

■さん。管理は綺麗にしてくれています。一番広い所は半分半分と書いてます

けど、また話し合いで決めるとのことです。地区としても管理するという話

になっています。

事務局 ■さん、村外の方で集落の真ん中になるので集落の方で管理してもらって。

5 番 10年ぐらいならどうにかなるけど、20年は長いですね。

事務局 借りてた人が亡くなって、合意解約するケースもあります。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議 長 それでは、整理番号3及び整理番号4について、ご異議ございませんか。

異議がある方、挙手をお願いします。

議 長 異議がないと認めますので、整理番号3及び整理番号4は原案のとおり決

定いたしました。

事務局 続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。

整理番号5の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の

設定等をする者の住所、氏名は、

■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、

■さんです。土地の所在地については、

■8

6番1、現況 田、1,500㎡のうち1,085㎡で、利用目的は水稻で

す。借賃については、10aあたり米90kgになります。始期は平成30年4

月1日から終期は平成35年3月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、私の方から説明します。

場所は、[]から50mほど下へ行って、一筆のなかにイチゴのハウスがあって平成29年4月に賃借権を設定しております。特に問題は無いと思います。何かご質問はありますか。

議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号6の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]さんです。土地の所在地については、[]18番、現況 田、766㎡で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり6,527円であり、1筆で5,000円になります。始期は平成30年4月1日から終期は平成33年3月31日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

9番 場所は、[]を神山方面に、『[]』というバス停があります。

[]さん、息子さんが主に水稻をされてます。4月から[]に異動になると伺っています。[]周辺でも畑しています。問題は無いと思います。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号6について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号6は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号7について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号7と整理番号8につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号7の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]さんです。土地の所在地については、[]78番1、現況 田、685㎡で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり10,000円になります。始期は平成30年4月1日から終期は平成35年3月31日の5年契約

です。

整理番号8の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]さんです。土地の所在地については、[]177番61、現況 畑、1、813㎡で、利用目的はキウイフルーツです。始期は平成30年4月1日から終期は平成35年3月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

3番 場所は、[]の道向かいに田んぼがあります。[]さんは高齢で出来ないということで、[]さんが借りるということになりました。

続けて、[]を徳島方面からみて左側に向かって十字路があります。それを、大川原方面に行ったら、[]さんの自宅があります。そのまだ上になります。親子の貸し借りになります。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号7及び整理番号8について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号7及び整理番号8は原案のとおり決定いたしました

続いて整理番号9について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号9の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]さんです。土地の所在地については、[]28番、現況 田、828㎡で、利用目的はねぎです。賃料については、10aあたり60,386円であり、1筆で50,000円になります。始期は平成30年4月1日から終期は平成35年3月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

2番 場所は、[]の西側になります。問題無いと思います。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号9について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号9は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号10について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号10の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権

の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで、
利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]さん
です。土地の所在地については、[] 34番1、現況 田、1,485
㎡、[] 36番1、現況 田、306㎡、[] 55番、現況 田、
717㎡で、利用目的はしそ、水稻です。借賃については、10aあたり20,000
円であり、3筆で50,160円になります。始期は平成30年4月1日から終期
は平成35年3月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

11番 場所は、[]さん所の並び挟んで[]さん。再設定ということです。

貸借のところで、50,160円が支払いされていない。固定資産税を借りた人
に請求切り替えしてもらえないかな、との相談受けました。農業委員会は、
ただ議題にあげてるだけなのか、との厳しい意見も言われましたので、よろ
しくお願いします。

議長 断ったらいいのに。

11番 断ったら、ただ荒れ地になっていくだけです。仕方ないかな、と。

事務局 娘さんと話をしましたら、耕作してくれたらお金はもういいですよ、との
事でした。現状通りということで。

議長 中山間には入ってますか。

11番 入ってます。

議長 その分だけでも振込できませんか。

会長さんをお願いしてみたらどうですか。

11番 私の方からもアドバイスしてますが、2人よんで話をしないことには、こ
のままの状態では農業委員会何やってるんだと、非難の声が出ますよ。

2番 それを協議するのが、この会ですから。事務局だけの判断では出来ませ
ん。

11番 小作して欲しいという思いがありますので、下手に動けない状態です。

議長 賃借権にしたら問題が出そうなので、使用貸借権に切り替え出来たら、と
いう話で、今回はとりあえず保留という事にいたします。

議長 それでは、整理番号10について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

続いて整理番号11について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号11と整理番号12につきましては、利用権の設定等を受ける者
が同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

事務局 整理番号11の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用
権の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで、
利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]

さんです。土地の所在地については、■■■■ 35番1、現況 田、595㎡、■■■■ 35番2、現況 田、469㎡で、利用目的はねぎです。始期は平成30年4月1日から終期は平成31年3月31日の1年契約です。

整理番号12の権利の種類につきましては賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■ 28番2、現況畑、127㎡ほか3筆で、利用目的はすだちです。借賃については、10aあたり9,986円であり、4筆で7,200円になります。始期は平成30年4月1日から終期は平成31年3月31日の1年契約です。

議 長 それでは質疑に入ります。

整理番号11については、私の方から説明します。場所は、■■■■から神山方面南の方に行きまして、■■■■さんの土地です。■■■■さんは■■■■の方です。とりあえず荒らさないように作っております。水田の所を3枚か4枚作っております。

8 番 整理番号12につきましては、去年から■■■■さんが作っています。長願寺のところから入った所です。

議 長 ■■■■さん、物は作っても売ることができません。

山本事務局長 村からお給料もらって、将来的に指導員が出来るぐらい頑張ってください。という目的ではあったんですが、3年たったら給料無くなるので、3年目以降は自活しなくてはいけないので、果樹以外にもしたいという物はあると言っていますが、給料もらっているうちは畑で作った物売って、収入があったのでは都合が悪いということで、今は果樹系以外は個人が休みの時間帯にするのは良いのですが、それ以外は無理という事になっています。

今年は、すだち作ったら経理の方しっかりして販売しても良い方向に出来るようにしたいと思っています。

2 番 協力隊の位置づけが分かりません。村のために協力してくれるのですか。自分が作りたいためだけにしているのではないか。

山本事務局長 地域活性化のために国からお金もらって、佐那河内では農業振興のために来てもらっています。すだちを作ったりして、お金が発生してくる場合には全国的に問題になっています。

議 長 それでは、整理番号11及び整理番号12について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号11及び整理番号12は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号13について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号13の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■さ

んです。土地の所在地については、■■■■ 4番1、現況 畑、389㎡、■■■■ 6番1、現況 畑、256㎡で、利用目的は葉大根です。借賃については、10aあたり77,520円であり、2筆で50,000円になります。始期は平成30年4月1日から終期は平成33年3月31日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは質疑に入ります。場所は、園瀬川と音羽川との合流地点南側に行った所に■■■■さんが4棟ほどピニールハウスを建てております。そこに葉大根を作っています。他の場所も借りて作っていますが、ほとんど収穫出来ていません。借りて作る必要あるのかどうか。周りに迷惑はかけていません。

事務局 卸し先が一時ストップしてしまい、新しい卸し先を探している状態です。

議 長 それでは、整理番号13について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号13は原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約の通知が2件ございましたのでご報告します。

農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約の通知の1件目につきましては土地の所在地は、■■■■ 21番1、現況 田、720㎡で、賃貸人の■■■■さん

■■■■さんと、賃借人の■■■■さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、平成30年3月13日付けで合意解約が成立し、平成30年3月13日付けで農業委員会に通知がありました。

2件目につきましては土地の所在地は、■■■■ 23番1、現況 田、1,051㎡で、賃貸人の■■■■さんと、賃借人の■■■■さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、平成30年3月17日付けで合意解約が成立し、平成30年3月22日付けで農業委員会に通知がありました。


2件とも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

議 長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成29年度3月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓 

佐那河内村農業委員会委員 大西 克史 

佐那河内村農業委員会委員 森本 允補 